

ある方の親、兄弟姉妹、福祉事業関係者 他)
 ④内容 趣旨説明 明石 洋子(本事業責任者)
 第一部 基調講演 「親亡き後も地域で生きるために」
 講師：大屋 滋氏(一般社団法人東総権利擁護ネットワーク 理事長)
 第二部 当事者アピール 「自分らしく生きる」
 当事者：明石徹之氏、井上義男氏、草別武生氏夫妻、
 乗子修一氏、矢島英之氏 6名
 第三部 シンポジウム 「親亡き後も地域で暮らす～地域での見守り支援者づくり～」
 コーディネーター：赤塚 光子氏(特定非営利活動法人 全国障害者生活支援研究会 会長)
 シンポジスト：大石 剛一郎氏(弁護士)
 並木 隆氏(特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター 理事長)
 田部井 恒雄氏(全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の

会 会長)
 左近 志保氏(川崎市健康福祉局障害計画課 課長)
 アンケート結果報告：明石 洋子
 ＊「地域住民による地域住民のための権利擁護事業報告集」に、シンポジウムの各資料と「シンポジウムで明らかになったこと」(実行委員長赤塚光子氏)を掲載。
 (5) まとめの「報告集」を300冊作成し、配布した。及びシンポジウムのDVDも作成した。
 以上、事業報告をいたします。
 今年度はこれらの結果を踏まえて、地域住民への理解と支援を願っての啓発活動が必要と考え、仮称サポートブック(当事者の特性など書いた説明書)や仮称サポートノート(地域の人のかかわり方シート)などの作成および書き方研修会などを通じて、地域との交流を深めたいと思います。

ご寄付ありがとうございました

高井美恵子 様	木村秀夫 様	神田誠司 様	富田恵子 様	山田勝子 様
明石洋子 様	鈴木花子 様	桧垣孝博 様	角田三津子 様	中村真理子 様
大石剛一郎 様	木村秀夫 様	新澤和子 様	飯塚弘子 様	三浦ルイ子 様
池谷英子 様	宮本善夫 様	新澤和子 様	瀧川道夫	結城真知子
並木 隆 様	あおぞら連絡会 様		療育ねっとわーく川崎 様	

賛助会員になって支えて下さい

賛助会員(年会費)

賛助会費(個人) 1,000円(一口以上) 賛助会費(団体) 3,000円(一口以上)

振込先	川崎信用金庫 平間支店
普通口座	0165964
名称	特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター 理事長 並木 隆

かわさき障がい者権利擁護センター

発行人：特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター理事長 並木 隆
 〒211-0012川崎市川崎区宮前町8-15-パールビル1階
 【小山司法書士事務所】内 TEL080-1106-3548
 2号 2011.8.15

巻頭言	権利擁護実態調査報告	「地域住民による地域住民のための権利擁護」システムの構築を願って
-----	------------	----------------------------------

巻頭言

はじめに、この度3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生しました。その地震及び津波などにより、被災されました多くの方々へ心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧と復興をお祈りいたします。

さて、特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターとして、発足2年を経過しようとする中で、法人の活動を伝えるひとつとお世話になりました方へのお礼を含めて、本広報紙を発行しているものでございます。

これまでの取り組みとしましては、権利擁護センターとは言いながらもややおもしろくと成年後見制度に特化しているきらいがありました。しかし、現在成年後見制度に対する様々な見直しが検討されている中で、本業でもある障害者の権利侵害等権利擁護にもっと軸足を置くべきとも考えるところです。また、成年後見制度利用にしましても、使い勝手の悪いものでなく縛りの少ない別の方法があればその方法を精査しまして、制度を利用する者にとってより束縛の少ない、使いやすいものを目指して考えて取り組んでいるところです。

現在では親あるうちに子供を託す手引きを作成する動きが広がりを見せる中で、親に代わる次の伴走者に子供を託す「伴走ノート」しっかり作成することが急務かと思ひ、現状からすぐにでも成年後見制度を利用しなければならない人は別として、若干でも余裕のある方については、「伴走ノート」をしっかりと作成しながら、成年後見制度の見直しにも期待を抱きながら改善を待つ、そして、地域の力を借りる形での、成年後見制度に代わる地域コミュニティ

作りで支援の輪を作る方法も模索していこうと考えております。

法人として、これまで準備段階より一番大切にしてきたことは、これまでの歩みに加えてこれから展開する事業の内容などを、的確に広く情報提供することができれば、この広報紙の果たす使命だと思います。

その後についても、法人の基盤と事業展開を定めるためにかなり時間をかけて取り組んできたつもりです。これからはその殻を打ち破る運動を展開しなければ、何のために法人を設立させたのかが問われることにもなります。それには地域での多くの一般市民に共感を得ながら、また、労力などの支援や協賛金のご理解やご協力をお願いにしましても、この広報紙の果たす役目は大きいものがあるところです。お蔭様でこの法人を取り囲んで、設立準備段階より多くの権利擁護に精通された専門家が関わっていただいています、これからも専門家のご指導とご支援を受け続けながら、他に類がないような法人へと育てて参りたいと考えています。最後に、これまでご支援をいただいた方も含め、賛同いただける多くの方にも賛助金も含めてご理解とご支援をお願いします。



理事長 並木 隆

障がいのある人とその家族の、権利擁護実態調査

当法人協力事業 「地域住民による地域住民のための権利擁護事業 報告書」より
 (文責 田部井恒雄)
 社会福祉法人あおぞら共生会主催 独立行政法人福祉医療機構助成事業

調査概要

I. 調査目的

親亡き後も障害のある人が「地域社会の中で当たり前暮らし」ための、現状とニーズを把握し、具体的な提言ならびに支援活動につなげるために、川崎市で活動する障がいのある人の5つの親の会を対象としたアンケート調査を実施した。

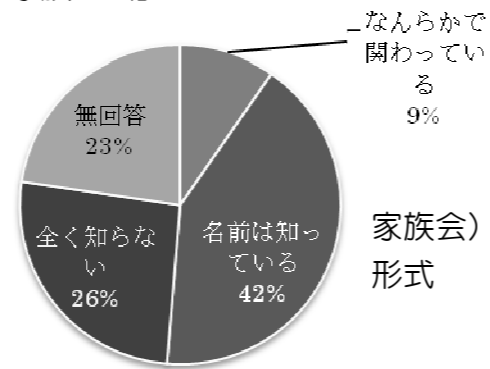
II. 調査方法

① 査対象: 川崎市内の障がいのある人の5つの「親および家族の会」

- 財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会
- 川崎市自閉症協会
- 川崎市重症心身障害児(者)を守る会
- 川崎市肢体不自由児(者)父母の会連合会
- 特定非営利活動法人あやめ会(川崎市精神障害者)

② 調査方法: 郵送により配布・回収を行う自記式質問紙

③ 査時期: 平成 22 年 11 月中旬～12 月末日



NPOかわさき障がい者権利擁護センターについてお聞きしました

III. 調査結果: 有効発送数 1,850 通
 有効回収数 446 通 (有効回収率 24.1%)

問 1 本人の年齢 (単位 %)

年代	10才未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	平均
割合	3.6	13.7	19.4	29.4	27.1	5.5	1.1	0.2	33.0才

問 2 主たる保護者の年齢 (単位 %)

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	平均
割合	0.2	2.5	15.5	18.6	28.2	28.0	7.0	63.0才

問 3 障がいの状況(複数回答) (単位 %)

知的障がい	身体障がい	発達障がい	精神障がい
52	20	14	14

発達障がい内訳 (単位 %)

広汎性	AD・HD	LD
96.5	2.3	1.1

さて、親亡き後の安心のためのシステムのひとつが「成年後見制度」ですが、現在の成年後見制度は、高齢者の財産管理等に視点が置かれ、障害者にとっては「選挙権剥奪」など人権侵害とも思われる問題点もあります。(※当法人理事の大石弁護士等5人の弁護士団で、5月11日東京地裁で「被後見人の選挙権剥奪裁判」の第1回公判が開始されました)

今回の研究においては、療育手帳を所持する4人をモデルとして、「後見、保佐、補助」の3種類の課題と、地域の見守りも含めた支援のあり様を調査し、「人権を護った地域生活支援」の構築を検討しました。また親たちのニーズを把握するため、当法人の構成団体である川崎市内の親および家族の会5団体、1850名対象のアンケートを行い、現状を分析考察しました(結果は、掲載しました「障害のある人とその家族の実態調査」をご参照ください)。更に市民後見人の養成や地域での成年後見制度の推進等を実践する先駆的な地域の視察を行い、運営方法を学び、川崎市での課題を明確にし、権利擁護の方向性を検討しました。これらの調査研究を踏まえて、平成23年3月5日にはシンポジウムを開催しました。

事業報告

(1)障がいのある人とその家族の権利擁護実態調査(アンケート調査)をした。

①調査目的: 親亡き後も障害のある人が「地域社会の中で当たり前暮らし」ための、現状とニーズを把握し、具体的な提言ならびに今後の支援活動につなげる。

②調査方法: 特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター構成団体(川崎市内の、障がいのある人の親や家族の会5団体の1850名対象に、郵送による回答収集)

(2)先駆的实践例(12例)の視察をした。先駆的な権利擁護活動をしている、社会福祉協議会(品川区等)、特定非営利活動法人(湘南Sネット等)、社団法人(千葉県東総ネット等)などが運営する権利擁護事業実施機関・団体等の先事例を視察し、理念や活動内容、財政基盤など聞き取り、アドバイスを頂き、今後の事業の参考とした。

(3)権利擁護モデルケースの調査と検討をした。

①調査目的: 地裁に実際に申し立てを行い、障がいのある方が成年後見制度を利用することの意義と課題を検証するとともに、同制度を使わないで地域で安心できる生活をするための仕組みを検討した。

②調査・検討内容、対象者:

1)川崎市内の障がいのある方4名(下記)について地域での生活を調査するとともに、その内3名については成年後見制度を利用した活動を行った。

◎A氏(入所施設利用): 後見類型での制度利用及び同制度以外のサービス利用について検討した。

◎B氏(ケアホーム、通所事業所利用): 保佐タイプの申し立てを行うとともに、地域での生活を調査した。

◎C氏(ケアホーム、通所事業所利用): 後見類型から保佐類型への変更手続きを進めるとともに、地域での生活を調査した。本人申し立てを検討したが、後見人の「あんしんセンター」が変更申し立てを了解したので、依頼(23年6月、保佐類型に変更になりました)。

◎D氏(一人暮らし、地方公務員): 成年後見制度は使わず、地域での生活を調査した。後見人の「あんしんセンター」が変更申し立てを行った(23年6月)

2)成年後見制度の意義と課題及び同制度を使わないで地域で安心できる生活をするための仕組みを検討した。

(4)事業報告も兼ねて、シンポジウムを開催した。

①開催日時 平成23年3月5日(土曜日) 13:30~16:30

②場 所 川崎国際交流センター 1Fレセプションルーム

③参加者 133名(障害のある当事者、障がいの



・・・とは言え、「障がいがある」という厳然たる現実を考えれば、障がいのある人は、成人しても、何らかの意味・形での「支援」が必要だということは間違いない。それでは、成年後見人は、その「支援」をする人なのか。そうなのか。そうである面もあるし、そうでもない面もある。そうであるとしても、明らかに「十分な支援」ではないだろう。どの程度「有効」な支援なのか。よくわからない。成年後見制度について説明する人によって、見解が違っていたりもする。（中略）
 ○最後に、後見類型の場合には選挙権がなくなることについて、「正しい」「どちらともいえない」という答えが「80%」を超えていることに一言、苦言を呈したい。おそらく、障がい者に関係の無い人からアンケートをとったら、「正しい」「どちらともいえない」のパーセンテージは「50%以下」になるのではないだろうか。障がい者の「親」がよく口にする言葉で（いくらかは謙遜・卑下ということもあろうが）、「この子は何にもわかりませんから。何もできませんから。」という嫌な言葉がある。それを思い出した。選挙権は、その国の「一人前の大人」であるということの象徴である。意地でも「後見類型ならば選挙権剥奪」などということ認めてはいけない、と思う。

(小嶋珠実氏～社会福祉士～の分析より抜粋)

○障がい者の地域生活を支えるために

自由記述については成年後見制度に関するもの他、障がい者が地域生活を維持していく上で不安が多く述べられている。ケアホームの少なさや通院支援など成年後見人等の役割というよ

りも事実行為を主に担う福祉事業者、生活支援者に対する希望も多く、地域生活をおくるためのライフプランを支援していく視点が求められている。その中で、契約を中心とした支援には成年後見人等が適任といえるが、金銭管理よりライフプランをマネジメントしていく役割が、オーダーメイドの人生のための支援が期待されているようである。知的・身体・知的・発達といった障害種別の独自のニーズもみられたが、自力では生活を調整していくことが困難な障害者の人生について不安視する回答が多くみられており、この点は障がい者全般に対する支援が優先される。そのためには、成年後見制度だけで対応できるわけではなく、当事者の自己決定を最優先し、成年後見人と家族、障害者生活支援センターの協働が不可欠である。

また、支援者が頻繁に交代することへの不満や不安が述べられているが、この点については裁判所の許可あるいは命令がなければ交代することがない成年後見人等の場合は、関わりが一定期間継続され人間関係が深められるという利点がある。長期間の継続の点で個人での限界については、個別の人間関係を尊重した上で法人後見という方法も意味がある。後見活動を担う法人に専門職だけでなく市民後見人養成研修の修了者が積極的に参加していくことにより、継続性・専門性・当事者性(市民性)が担保されることになる。そして、このような法人に「かわさき障がい者権利擁護センター」が成長していくことが期待される。

「地域住民による地域住民のための権利擁護」システムの構築を願って

副理事長 明石洋子

よく「親亡き後」といわれますが、親が元気なうちに、多くのサポートが必要なわが子たちが、主体性を持って「自分らしく生きる」ために、どのような支援や制度が地域の中にあれば安心かを考えたく、また地域の支援者も「指導訓練」でも「保護」でも「介護」でもない支援の本質について議論を深めたく、親と支援者が共に、心のバリアフリーとノーマライゼ

ーションが実現できる地域社会の構築、すなわち街づくりを考えたいと、「地域住民による地域住民のための権利擁護」というテーマで、「社会福祉法人あおぞら共生会」(明石洋子副理事長)が主催で、当法人の第3部会である権利擁護支援部会(明石洋子部会長)が協力して、研究事業を行いました(事業責任者明石洋子)。

知的障がい内訳 (単位 %)					身体障がい内訳 (単位 %)					
A1	A2	B1	B2	判定なし	1級	2級	3級	4級	5級	6級
39.2	29.6	18.0	10.9	2.2	59.5	28.6	7.1	0.8	1.6	2.4

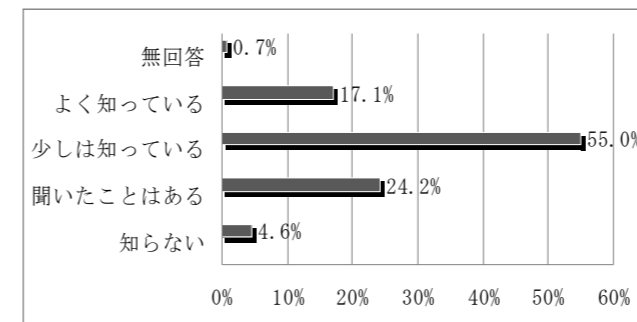
問4 生活状況 (単位 %) GH・CH:グループホームケアホーム

在宅	一人暮らし	GH・CH:	施設入所	病院(入院)	その他	無回答
69.1	1.6	3.6	12.1	1.6	11.3	0.6

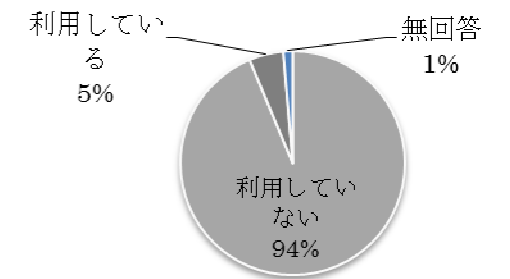
問5 コミュニケーション (単位 %)

できない	イエス・ノー程度	補助具使用	問題ない	無回答
38.8	24.9	10.3	23.8	2.2

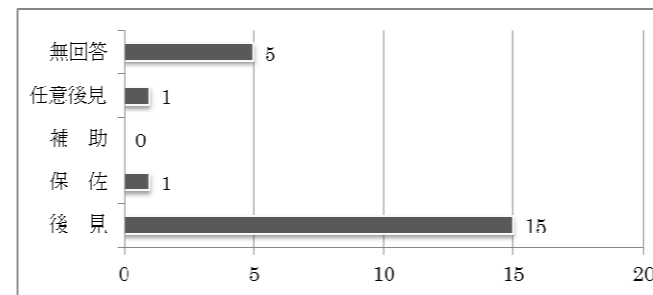
問6 成年後見制度を知っていますか



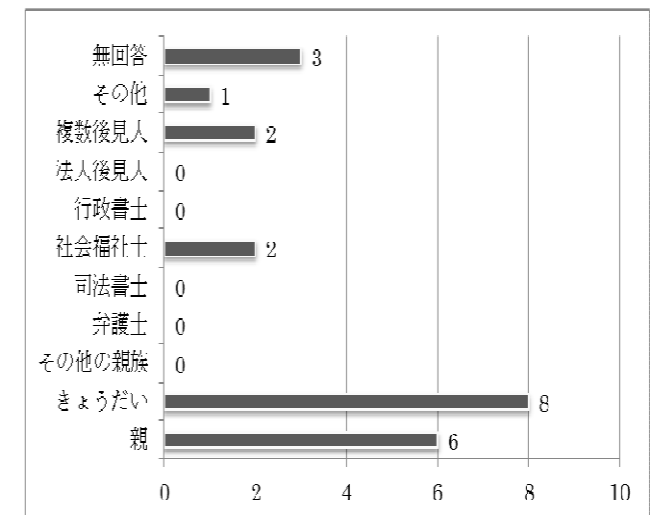
問7 成年後見制度を利用していますか



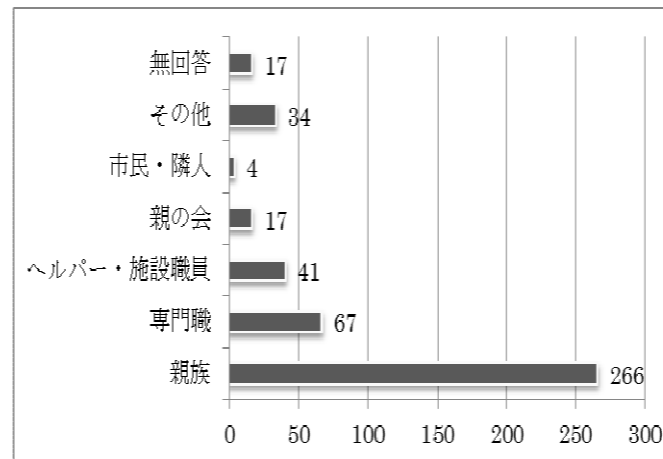
問7-1 後見人の種類



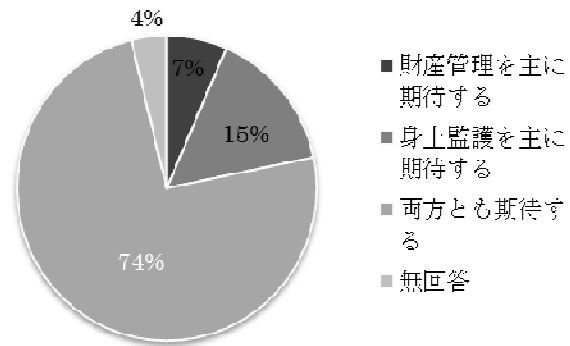
問7-2 後見人は誰ですか



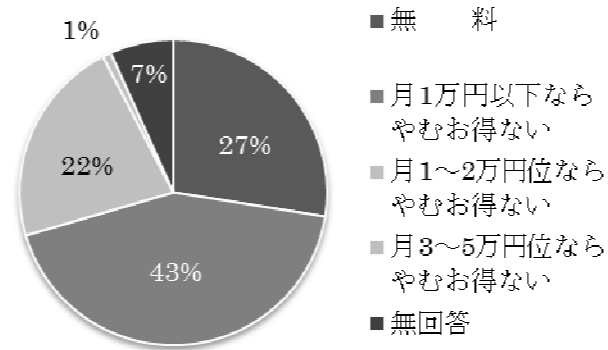
問8 後見人になる人について適当と思われる人は



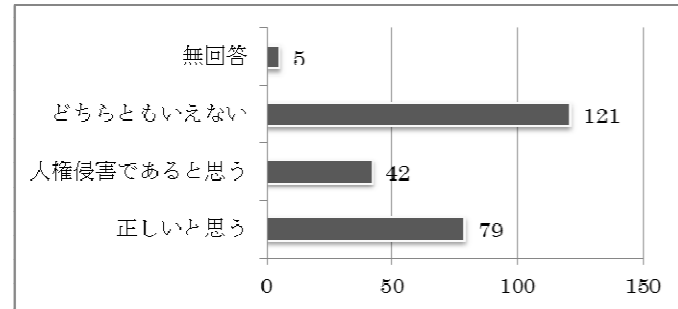
問9 あなたは後見人に主として
どちらに期待しますか



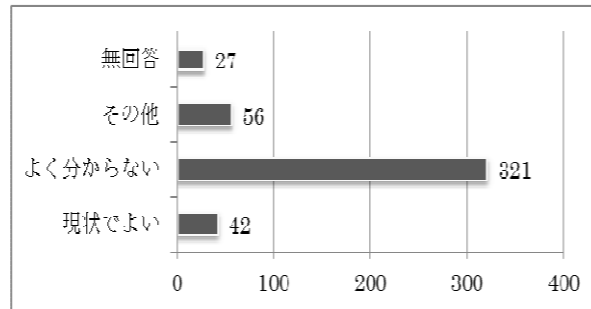
問10 成年後見制度の費用について



問11 後見類型の場合は選挙権がなくなりますが、これについてどう思いますか

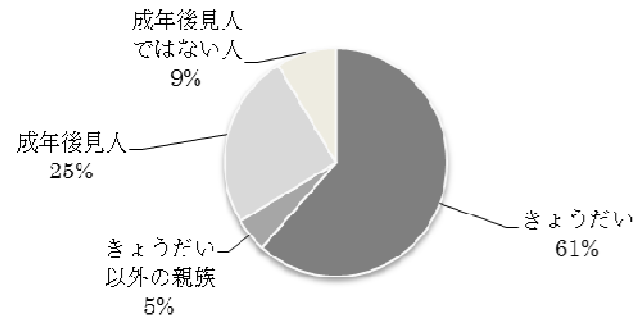


問12 現行の成年後見制度への要望について

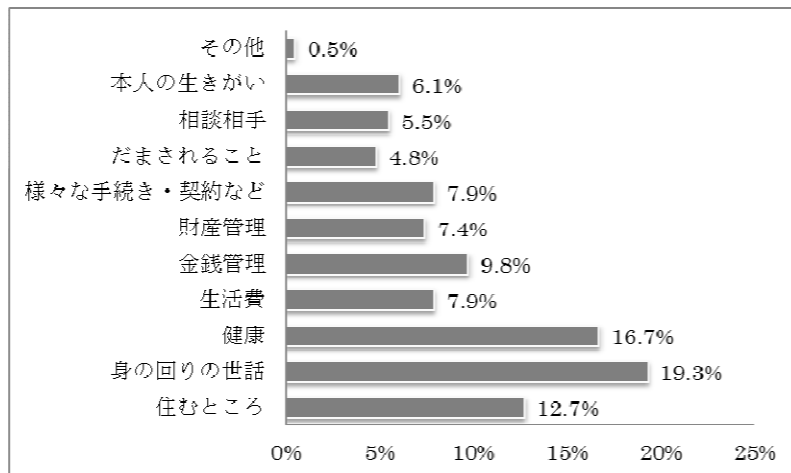


問13 親亡き後の不安と支援体制について

問13-1 本人の相談相手やいろいろな意味で本人を守ってくれる人は、誰が良いと思いますか。



問13-2 親亡き後の心配なことはなんですか



問13-3 親亡き後、障がいのある人が地域で生きていくうえで心配と思うこと(自由記述)

(まとめ 宮内康二氏 東京大学医学系研究科特任助教)

心配の対象	心配の理由	心配の対象	心配の理由	
本人	障害が重度で自分の意思を伝えられない	財産	計算ができない	
	障害が軽度で周囲に理解されにくい		だまされるおそれがある	
	環境の変化に過敏でパニックに陥る		親に財産がない	
	他人を受け入れない		本人のためにいくら残せばいいのか	
	健康	人の言葉に影響を受けやすい	親族	親が高齢
社会との接点がない		兄弟姉妹が高齢		
本人が無関心		兄弟姉妹と交流がない		
住まい	不調を訴えられない	施設	兄弟姉妹に任せられない・任せたくない	
	難病・持病がある		100%は信頼できない	
	今場所は、終の棲家にならないかも		職員の異動が多い	
	財産	借家住まい	社会	職員の質(相性、虐待)
		金銭の価値がわからない		本人の意思の実現や活動が制限される
		親の目に適う人・組織がない		
		相談は受けても実行が伴わない		
		親が被害者意識を払拭できない		
		行政の担当者が不勉強		
		成年後見制度が正しく運用されるか心配		
		誰か一人に負担をかけられない		

親の希望をまとめると、次のようになる。

・親がしてきたことと同等の支援を受けられること	・終の棲家があること
・兄弟姉妹に負担がかからないこと	・通院、服薬が継続できること
・本人が社会から排除されないこと	・生活費に困らないこと
・組織的支援が受けられること	・犯罪に巻き込まれないこと
・信頼できる人に寄り添ってもらえること	・信頼できる人に寄り添ってもらえること

アンケート結果分析 紙面の関係で、ごく一部だけを掲載します。

(大石剛一郎氏~弁護士~の分析より抜粋)

〇はじめに(アンケート回収率について)

今回のアンケート対象が概ね、障がいのある人の「親」(ないし、親代わりの保護者)であるということを考えると、そこで持たれている「成年後見人」に対するイメージはズバリ「親代わり」であろう。障がいのある人の「親」が、成年後見人に対し、親のような関わり、それに近いものを期待する、というのは人情だろう。また、「親亡き後、地域生活において心配に思うこと」(自由記述:問13-3)に関して、それは専ら「親

の目」から見たもの、ということになる。経験的にいろいろ想像できるだけに、自分が居なくなった後のことが心配で心配でたまらない、というのが「親」の率直な気持ちであろう。

しかし、成人した子に「親代わり」は必要か。成人した子は、「親」など無しに、周囲との関係を作りつつ、壊しつつ、生きていくものなのではないか。私たちも、成人したとき、親はどちらかといえば「うとうしい」存在ではなかったか。